

大田市告示第 1 6 7 号

大田市新規就農者総合対策事業費補助金交付要綱（平成 2 5 年大田市告示第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 0 月 2 5 日

大田市長 楫 野 弘 和

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

種別		対象者	補助金の額	交付期間、対象経費、事業実施手続等
半農半 X 支援事業	就農前研修経費助成事業	島根県の多様な担い手確保・育成事業費補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日付け 2 農総第 1 0 4 1 号。以下「担い手確保・育成事業交付要綱」という。）別記（6）の就農前研修経費助成事業の対象者。ただし、市内に住所を有する者に限る。	月額 1 2 万円	担い手確保・育成事業交付要綱別記（6）の規定による。
	定住定着助成事業	担い手確保・育成事業交付要綱別記（6）の定住定着助成事業の対象者。ただし、市内に住所を有する者に限る。	月額 1 2 万円（ただし、夫婦で該当する場合は月額 1 8 万円）	担い手確保・育成事業交付要綱別記（6）の規定による。

農業人材投資事業	準備型	島根県の新規就農者確保・育成事業費補助金交付金要綱（令和3年3月24日付け農第1363号。以下「新規就農者確保・育成事業交付要綱」という。）別記（3）準備型の対象者。ただし、市内に住所を有する者に限る。	月額6万円（ただし、県外からのUIターン者は月額12万円）	新規就農者確保・育成事業交付要綱別記（3）準備型の規定による。
	経営開始型	新規就農者確保・育成事業交付要綱別記（3）経営開始型の対象者。ただし、市内に住所を有する者に限る。	年額72万円	新規就農者確保・育成事業交付要綱別記（3）経営開始型の規定による。
県外先進農業研修支援事業		新規就農者確保・育成事業交付要綱別記（5）の対象者。ただし、市内に住所を有する者に限る。	15万円（ただし、対象経費の1/2を上限とする。）	新規就農者確保・育成事業交付要綱別記（5）の規定による。
水田園芸・有機農業地域研修受入経営体助成事業		新規就農者確保・育成事業交付要綱別記（6）の対象者。ただし、市内に住所を有する者に限る。	研修生一人当たり月額3万円	新規就農者確保・育成事業交付要綱別記（6）の規定による。

#### 附 則

この告示は、令和4年10月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。